

平成22年3月17日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官 加藤政人
平成21年(ネ)第5358号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成20年(ワ)第18841号)

口頭弁論の終結の日 平成21年12月16日

判 決

東京都 [REDACTED]

控訴人兼被控訴人

[REDACTED]
(以下「第1審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士

荒井哲朗

同

白井晶子

同

太田賢志

同訴訟復代理人弁護士

佐藤顕子

東京都中央区日本橋久松町12番8号

控訴人兼被控訴人

カネツ商事株式会社

(以下「第1審被告会社」という。)

同代表者代表取締役

杉本 [REDACTED]

札幌市 [REDACTED]

控訴人兼被控訴人

安田 [REDACTED]

(以下「第1審被告安田」という。)

埼玉県 [REDACTED]

控訴人兼被控訴人

平丸 [REDACTED]

(以下「第1審被告平丸」という。)

千葉県 [REDACTED]

控訴人兼被控訴人

岩原 [REDACTED]

(以下「第1審被告岩原」という。)

東京都 [REDACTED]

控訴人兼被控訴人

市川

(以下「第1審被告市川」という。)

上記5名訴訟代理人弁護士

佐久間 洋 一

同

山 岸 潤 子

同

前 田 千 春

同訴訟復代理人弁護士

大 槁 健 一

主 文

- 1 第1審原告の控訴に基づき、原判決主文第1, 2項を次のとおり変更する。
第1審被告らは、第1審原告に対し、連帯して1972万7990円及びこれに対する平成20年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 第1審被告らの控訴をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、第1審被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 第1審原告

主文第1項と同旨。

2 第1審被告ら

- (1) 原判決中、第1審被告らの敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消部分に係る第1審原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、第1審原告が、商品取引所法上の商品取引員である第1審被告会社に委託して行った商品先物取引について、第1審被告会社の従業員らによる適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反等の違法な行為によって損害

を被ったと主張して、第1審被告会社の従業員であるその余の第1審被告ら(以下「第1審被告従業員ら」という。)に対しては共同不法行為に基づき、第1審被告会社に対しては使用者責任に基づいて、差引損金相当額1792万7990円及び弁護士費用180万円並びにこれらに対する最終取引日である平成20年3月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めた事案である。

原審は、第1審原告の請求を、金591万8397円及びこれに対する平成20年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で認容したところ、第1審原告が請求全部の認容を求め、第1審被告らが請求全部の棄却を求めて、それぞれ控訴した。

2 当事者の主張等

争いのない事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、第1審原告の請求は、全部理由があると判断する。その理由は、過失相殺に関連する判断部分を次のとおり変更するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1ないし3に説示するとおりであるから、これを引用する。

1 18頁12行目の「原告は」から14行目の「推認するに難くない」までを次のとおり改める。

「甲第1号証、乙A第67号証並びに第1審原告及び第1審被告安田各本人尋問の結果に前記認定の第1審原告の投資経験及び本件取引への勧誘の経緯等を総合すれば、第1審原告は、第1審被告安田に1000万円で取引を行うために必要な投資可能金額、預貯金額を確認し、その指示に基づいて「口座設定申込書」を作成したものと認められる。」

2 24頁17行目から25頁24行目までを次のとおり改める。

「(2) 過失相殺について

以上に認定した事実によれば、第1審原告は、本件取引開始時において、
[REDACTED]として勤務していた主婦であり、その年収は約60万円に過ぎず、金融資産として、約500万円の預貯金と約10か月前に購入した評価額約1000万円の投資信託を有していたものの、上記投資信託以外の投資経験や商品先物取引の経験はなく、取引開始前において商品先物取引に投資する意思を有していなかったのに、第1審被告側が電話で勧誘をしたうえ、第1審原告の自宅を訪問して勧誘し、第1審被告会社との取引開始に至ったものであり、第1審被告側は、取引開始後、第1審原告を多種類の銘柄に勧誘し、取引開始からわずか68日間という短期間に毎日（営業日以外の日を除く。）取引を行い、合計1077枚もの建玉をし、第1審原告に1792万7990円もの多額の損失を生じさせたものであって、第1審被告側の適合性の原則違反及び新規委託者保護義務違反の程度は著しく、その他第1審原告の投資経験、知識、生活状況、本件取引の内容等本件の諸般の事情も考え合わせると、第1審原告には、上記第1審被告側の違法性と対比して過失相殺の対象とすべき過失を認めることはできない。

なお、第1審原告が第1審被告側が交付した「入門のしおり」等の書面により先物取引の危険性についても理解しうる状況にあり、理解する能力を有していたと解されるとしても、本件取引への勧誘の経緯や第1審原告の投資経験、知識、生活状況、取引内容等に照らすと、第1審被告側の前記の違法性と対比して過失相殺上の過失があるものと評価することはできない。第1審原告が、評価額約1000万円の投資信託の解約返戻金を投資資金に当てることを想定し、一定程度の取引意欲を有していたと考えられることについても、同様である。また、第1審原告は、口座設定を申し込むに当たり、「口

座設定申込書」に虚偽の年収額、預貯金額等を記載しているが、前記認定のとおり、第1審原告は、商品先物取引の全くの初心者であったため、第1審被告安田に1000万円で取引を行うために必要な投資可能金額、預貯金額を確認し、その指示に基づいて「口座設定申込書」を作成したものであって、その記載が第1審被告側の指示に基づくものである以上、この点について第1審原告の過失を問うことはできない。さらに、第1審原告は、本件取引開始の翌日に、約235万円の仮差引損金が発生しているとの取引内容を確認したが、取引を継続し、取引開始の5日後には、約450万円の仮差引損金が発生していることを確認し、翌日までに100万円を追加証拠金として入金することを求められたが、手じまいすることなく、追加保証金の入金に応じ、また、毎日、第1審被告会社の従業員から電話を受け、相場の状況や取引について話をしており、本件取引開始の約1か月後及び約2か月後に、商品先物取引の仕組み、ルール、危険性を説明する内容の第1審被告会社で行われたセミナーに参加し、取引継続の意欲を示していることがうかがわれるが、これらは、いずれも、第1審原告の習熟期間内における出来事であって、前記のとおり、第1審被告側がそれまで先物取引の経験のなかった第1審原告を多種類の銘柄に勧誘し、取引開始からわずか68日間という短期間に毎日（営業日以外の日を除く。）取引を行い、合計1077枚もの建玉をしていることを考え合わせると、第1審原告が先物取引のリスクや取引継続の可否を適切に判断することができる状況に置かれていなかったことが明らかであるから、第1審原告のこれらの行動ないし態度をもって過失相殺上の過失と評価することはできない。

(3) 弁護士費用

本件訴訟の事案の内容、認容額その他諸般の事情を総合考慮すれば、第1審被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は180万円と認めるのが相当である。

(4) 以上によれば、第1審被告らは、第1審原告に対し、連帯して、差引損金相当額1792万7990円及び弁護士費用180万円並びにこれらに対する最終取引日である平成20年3月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。」

第4 結論

以上によれば、第1審原告の請求はいずれも理由があるから認容すべきであり、これと異なる原判決は一部相当でないから、原判決主文第1、2項を主文第1項のとおり変更し、第1審被告らの控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとする。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 柳 田 幸 三

裁判官 坂 口 公 一

裁判官 岩 坪 朗 彦

これは正本である。

平成22年3月17日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 加藤 政

